

し尿管管理システム
構築・保守業務委託
調達仕様書

令和6年4月

福岡市

目次

1. 委託件名	1
2. 履行期間	1
2.1. 履行期間	1
2.2. 本稼働時期・運用保守期間	1
2.3. 段階リリース	1
3. 本業務の背景と目的	1
4. 本業務の内容	2
4.1. 委託事項	2
4.2. 調達範囲	2
4.2.1. 対象システム	2
4.2.2. システム構築に関する調達範囲	2
5. システム要件	3
6. 業務委託要件	3
6.1. スケジュール	3
7. 運用保守要件	3
8. 現行業務・システムにおける課題認識、対応方針	3
9. その他留意事項	3
9.1. 本仕様書の位置付け	3
9.2. 関連法令の遵守	4
9.3. システム資産調達に関する事項	4
9.4. システム構築に関する事項	4
9.5. 運用保守に関する事項	4
9.6. 業務の引継ぎに関する事項	4
9.7. その他	5

別紙

- ・別紙 1_機能要件
- ・別紙 2_帳票要件
- ・別紙 3_【補足資料】現行業務フロー及び帳票サンプル
- ・別紙 4_連携要件
- ・別紙 5_非機能要件
- ・別紙 6_構築・保守スケジュール案
- ・別紙 7_業務委託要件
- ・別紙 8_運用・保守要件

1. 委託件名

し尿管理システム構築・保守業務（以下、「本業務」という。）

2. 履行期間

2.1. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

※履行期間におけるシステム構築に関する要件を【別紙7】、
運用保守に関する要件を【別紙8】に示す。

※なお、当該業務の履行状況が良好だった場合、令和8年度の市の予算額を上限として、付帯する契約として、令和8年4月以降のシステム運用保守について、随意契約の相手方とすることを想定している。

※令和6年度及び令和7年度の保守には、データ移行やシステムリリース後の利用者へ対するフォロー等を含むものとする。

2.2. 本稼働時期・運用保守期間

令和7年3月から令和8年3月末

※令和7年2月下旬の業務影響の少ない時間帯（夜間等）に本稼働に向けた移行を行う想定。

2.3. 段階リリース

調達システムは、各要件に対応する機能（帳票・非機能等を含む）について、本稼働時期までに設計・テストを全て完了し、業務で使用できる状態になることを原則とするが、一部の機能・帳票について本稼働時期とは異なるタイミングでリリース（段階リリース）することを許容する。

段階リリースを許容する機能・帳票は【別紙1】、【別紙2】に記載の「し尿収集運搬業務に関する内容」に限る。

段階リリースをする場合は、事業者は機能・帳票をリリースするまでの期間、どのように業務を遂行するかを市に提案し承認を得ること。

3. 本業務の背景と目的

福岡市（以下、「本市」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に基づき、し尿の収集運搬及び処理手数料の徴収を（公財）ふくおか環境財団（以下、「財団」という。）へ委託し、実施している。

し尿収集世帯数は、緩やかな減少傾向にあるものの、イベントや工事現場等に設置される仮設トイレにおけるし尿のくみ取り件数は横ばいで推移しており、今後も必要不可欠な業務である。

これまで、財団が保有するし尿収集運搬業務用システム及びし尿処理手数料徴収業務用システムを使用し業務を行っているが、運用・保守に係る事務の煩雑化や個人情報を含むデータの收受、紙媒体によるデータ管理等に課題のある状況が続いていた。

この度、本市のホストシステム（大型汎用機）廃止の方針決定を契機に、2つのシステムを使用しているいびつな状況の解消と、現行システムにおける個人情報漏洩リスクの軽減並びに市及び財団の業務効率化を実現するため、財団のシステムを本市所有のシステムとして統合・再構築を行うこととし、し尿処理手数料の徴収率向上や市民サービスの向上を目指すことを目的とする。

4. 本業務の内容

4.1. 委託事項

発注者は、し尿管理システム構築（パッケージ等導入・設定、アドオン/カスタマイズ開発）、構築したシステムの運用保守を委託する。

4.2. 調達範囲

4.2.1. 対象システム

本業務における構築対象システムは下記のとおりとする。

図表 4-1 対象システム

No	構築システム	現行システム
1	し尿管理システム	① し尿収集運搬業務用システム ※委託先所有 ② し尿処理手数料徴収業務用システム ※委託先所有

4.2.2. システム構築に関する調達範囲

本業務で構築するし尿管理システム（以下、本システムという）の稼働のために必要となるシステム資産（パッケージソフトウェア及びミドルウェア（データベースソフトウェア等）、運用向けツール、ハードウェア等）を調達、導入すること。

図表 4-2 システム資産の調達範囲

区分	本システム	調達対象について	
		調達範囲	特記事項 (調達範囲に含まない場合の扱い等)
ソフト ウェア	アプリケーション	調達範囲に含む	
	ミドルウェア	調達範囲に含む	
	オペレーティング システム	調達範囲に含む	
	ソフトウェア構築役務	調達範囲に含む	
サーバ 環境	ハードウェア（サーバ）	調達範囲に含む	
	ハードウェア（端末等）	調達範囲に含む	
	インフラ環境構築役務	調達範囲に含む	
ネット ワーク	ネットワーク	調達範囲に含む	
	ネットワーク環境構築役務	調達範囲に含む	

なお、以下の事項について留意すること。

- ① システム構築に係る調達範囲には、本システム利用に当たって必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。
- ② ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。
- ③ 構築フェーズの各種作業（環境構築作業、総合テスト等）で本市サーバ環境を利用するために必要な端末については、受注者にて準備すること。なお、端末を持ち込むに当たり必要な対応（本市が指定するセキュリティ設定を施す等）についても対応すること。

5. システム要件

本システムが実現すべき機能要件、帳票要件、連携要件、非機能要件について、【別紙1】～【別紙5】に提示する。

※【別紙2】については、現行のシステムで使用している帳票を基に作成を行っており、帳票をまとめた方が効率的と認められる場合は、本市と協議のうえ、帳票の集約、削除を行うことを許容する。

6. 業務委託要件

本業務の業務委託要件について、【別紙7】に提示する。

6.1. スケジュール

本市の想定する本システム構築・保守想定スケジュールについては、【別紙6】を参照すること。受託者は本スケジュールを踏まえて、システム構築スケジュールを提案すること。

7. 運用保守要件

本システムの運用保守要件について、【別紙8】に提示する。

8. 現行業務・システムにおける課題認識、対応方針

本市では、本システムの導入に併せて、事務処理改善を行ない、業務効率化を図っていくことを目指している。そのうえで改善を行うべき各課題は、以下のとおりである。

- ① 現在使用しているシステムは、当時財団が構築したシステムであり、本市に同システムの端末がないため、市民からの問い合わせ等を対応する際に、オンタイムで確認ができず、対応に時間を要している。
- ② 現在は、2つのシステムを並行使用しているため、個人情報を含むデータをUSBにて收受する必要がある等、2つのシステムに分けているがゆえに発生する対応に、時間を要している。
- ③ 現在は、今後廃止となることが決定しているホストシステム（大型汎用機）の運用を前提とした事務処理となっているため、ホストシステム廃止後の業務継続を見据えた構築本システム構築が必要となっている。
- ④ 紙媒体で作成している帳票が多く、データ入力、データ取り込み、管理が煩雑となっており、対応に時間を要している。

9. その他留意事項

9.1. 本仕様書の位置付け

- 契約書に本仕様書を添付する。仕様書に対する提案書の記述で疑義が生じた場合は仕様書の内容に従う。
- 落札者の提案書に記載されている事項のうち、仕様書の要求水準を超える追加提案等については仕様書と同等に扱う。
- 仕様の詳細等については、本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議すること。

9.2. 関連法令の遵守

- 受託者は、本業務に関係する法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。

9.3. システム資産調達に関する事項

- 【別紙1】～【別紙8】の各要件を満たすものとし、必要な費用については全て調達の範囲内とすること。
- 特定の事業者や製品に依存することのない汎用性のあるソフトウェア・サービスを前提とすること。
- システム稼働後5年間は利用を継続できる（サポートが行われる）技術・言語を使用すること。
- 導入後に保守サポート切れとならないよう、ソフトウェアの採用実績、メーカーによるサポート期間・保守体制、経費等を総合的に考慮した上で、最新版や事実上の業界標準となっている製品を優先したシステム構成設計を行うこと。また、万一保守サポートが終了となった場合は、必要に応じてバージョンアップが可能であること。
- 基本設計工程以降において、提案時からシステム構成の変更が発生した場合、明らかに本調達仕様の範囲外である場合を除き、OS及びウイルス対策ソフトウェア以外のソフトウェアの追加費用については、受託者が負担すること。
- 原則として、詳細設計が完了した時点で、動作が保証された最新のバージョンを使用すること。詳細設計完了後本稼働までの間にバージョンアップ等の対応が必要なことが明らかになった場合には、本市と協議の上、対応を行うこと。

9.4. システム構築に関する事項

- 本システムは複数のパッケージソフト等を組み合わせて構築することができるが、調達範囲のパッケージソフト間でデータの齟齬が発生しないように、必要なタイミングでデータ共有・連携を行うこと。
- システム構築スケジュールの設計にあたり、本市による各工程の成果物のレビュー期間を踏まえた期間を設定すること。
- 受入テストの実施に伴いプログラム改修等が発生することを想定したうえで、切り替えまでに対応可能な期間を確保すること。
- 段階リリースする機能要件・帳票要件については、本業務の範囲内での対応とする。

9.5. 運用保守に関する事項

- 本システムの運用保守作業の設計では、「統合運用管理事業者」に係る運用詳細についても併せて設計・整理を行うこと。
- 「統合運用管理事業者」向けの運用マニュアル・手順書を提供し、受入テストを通じて運用引継ぎを行うこと。

9.6. 業務の引継ぎに関する事項

- 本業務の契約履行期間の最中、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務の終了日までに本市の指示に対し必要な措置（引継ぎ書の作成、被引継ぎ者への説明・業務支援等）を講じること。
- 本事業の契約期間の満了、契約の全部または一部の解除、またはその他契約の終了事由等により、本市が受託者との契約を全部または一部終了する場合、受託者は本市が事業を継続して遂行できるよう移行作業を支援しなければならないものとする。なお、その費用は保守の範囲内で行うこと。

- 業務引継ぎが発生する場合、必要となる資料・データについて、汎用的なファイル形式にて提供すること。
- 委託期間終了時に、受託者が構築したサーバ等の機器類については、委託期間終了時に受託者の負担で委託者が指定する場所から撤去を行うこと。また、委託期間終了時には、受託者がサーバ等からソフトウェアを消去すること。

9.7. その他

- 本市、国、県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本市の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など速やかに対応すること。
- 本業務の契約履行期間における全ての作業において、本市の業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に明らかにし、本市の指示に従い作業を実施すること。